会員企業・STマーク使用許諾契約者各位

社団法人 日本玩具協会会 長 髙須 武男(会長印省略)

輸入品の安全確保について(周知)

皆様には、平素から、当協会の玩具安全事業の実施に関し御理解・御協力を賜っておりますことに御礼を申し上げます。

さて、平成19年7月20日、総理官邸において、食品・医薬品・消費生活用品を輸入・販売している団体の代表が参加して「輸入品の安全確保に関する緊急官民合同会議」が開催されました。当緊急官民合同会議は、「我が国においては、これまでの安全対策により、現時点において問題事案が頻発する状況ではないが、輸入品が大きな比重を占めることから、輸入品の安全対策を強化し、国民の安全・安心を確実なものとする」とし、参加団体に対し輸入品の安全確保に関して要請がありました。(関係資料を別添)

玩具に関しては、本年6月13日、米国において、中国製の玩具(木製及び合成樹脂製の乗物玩具)の木製部分の塗料に米国の基準値を超える鉛が含まれていたとして輸入者が自主回収を実施し、我が国でも6月15日に輸入者が当該製品を自主回収しています。

また、7月20日、米国において、中国製の電気式キッチン玩具(オーブン)で火傷の事故が相次いだとして、当該製品100万個を自主回収するとの報道がありました。

我が国で販売されている玩具につきましても、そのかなりの部分が輸入製品であり、そのうち中国から輸入品が大きな比重を占めています。

米国での自主回収等の報道を受けて、一般の消費者の方からも中国製玩具の安全について問合せが当協会に寄せられており、中国製製品の安全性に対する社会の関心は極めて高くなっております。

当協会としましては、緊急官民合同会議の要請を踏まえ、ST基準・STマーク制度のより一層の的確な実施を図ることにより、我が国の玩具安全を確保してまいりたいと存じます。

なお、ST基準・STマーク制度により、ST基準適合検査に合格した製品は、STマークを付して販売することができますが、一方で、STマーク制度要綱第5条及びSTマーク使用許諾契約第4条第1項に「STマークを付した製品に関する、STマーク使用許諾契約者のST基準適合義務」が規定されています。

従いまして、玩具の原材料の変更や製造工場の変更などにより、STマーク付製品のST基準適合性に関し不確実な状況が生じたときには、STマーク使用許諾契約者は、改めてST基準適合性検査を受検するか、または、準用検査を受検するなどにより当該製品のST基準適合性を確認して頂くことで、上記ST基準適合義務の遵守を確保する必要がありますので、その旨併せて周知させて頂きますので、宜しくお願いします。

(担当) 山口、中田、小林 TEL 03-3829-2513 FAX 03-3829-2510

別添

輸入品の安全確保に関する緊急官民合同会議(平成19年7月20日開催)資料

輸入品に関する対応について (関係部分:抄)

我が国においては、海外からの輸入品については、これまでの安全対策により、現時点において問題事案が頻発する状況ではない。

しかし、輸入品が大きな比重を占める我が国にあっては、必要に応じて、輸出国政府とも連携しつつ、輸入品の安全対策を強化することにより、国民の安全・安心を確実なものにする必要がある。

このため、以下のような措置をとることとする。

(略)

Ⅱ. 今後の対応

(略)

- 1. 各国との情報交換・連携
 - O 当面、中国政府との間では、以下の対応をとる。
 - (1) 食品(<u>乳幼児用おもちゃを含む</u>。以下同じ。)分野については、担当大臣間の覚書に基づき、
 - ① 中国の国内法に違反した食品の対日輸出防止
 - ② 我が国の食品衛生法を遵守した食品の対日輸出の確保
 - ③ 対米輸出食品への対応と対日輸出食品への対応との関係の確認について、専門家同士で意見交換を行いたい旨、中国当局に伝える。

(略)

2. 問題が発生する前の予防的な措置

(略)

O さらに、政府は、

- ① 危険な輸入品の情報に接した場合には、関係者、国民に対し適切に情報を提供する。
- ② 必要に応じて、立ち入り検査、調査等も機動的に実施する。 このための分野別の具体的な対応は、次のとおりである。

(略)

(3) 消費生活用品

製品安全点検日の場(月 1 回開催)等を通じ、今後、輸入業者に対しても、継続的に安全対策について注意喚起する。また、製品事故のおそれの高い製品情報を入手した場合には、消費者に注意喚起していく。

また、(独)製品評価技術基盤機構 (NITE) 等に寄せられた「ヒヤリ・ハット情報」等に基づき、事故リスクが少なくないと考えられる製品分野の試買検査や立入検査等を機動的に展開し、その結果に基づき、消費者への注意喚起等を行う。

(略)

3. 問題が発生した場合の措置

仮に問題のある輸入品が発見された場合、製造、輸入禁止等の措置を迅速に講ずる。 分野別の具体的な対応は、次のとおりである。

(略)

(3) 消費生活用品

重大事故情報収集・公表制度に基づき、重大事故発生の報告事例を速やかに 公表するとともに、輸入業者に対し製品回収を指導する等、事故の再発・拡大 防止を迅速に図る。

また、出荷・輸入を規制する製品安全四法に基づき、試買検査等を通じて技術基準違反などが判明した製品については、改善命令等の行政処分も含め、厳格な対応を図っていく。